給与所得者等再生による再生計画認可

令和７年（再ロ）第１２号

東京都羽村市川崎二丁目５番13号サンテシャルム204

再生債務者　横井　健太

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年９月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年９月15日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再ロ）第４号

兵庫県明石市港町25番13号

再生債務者　小牧　智尚

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年９月14日

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和８年（再ロ）第２号

長野県上伊那郡南箕輪村3565番地３

再生債務者　高坂　美保

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年９月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年９月15日　長野地方裁判所伊那支部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和　８年（チ）第　　７号

福井県坂井市三国町滝谷二丁目１番６号

申立人　岡田　訒

住所・居所　不明（最後の本籍）東京都墨田区亀沢二丁目１９番地の２

所在等不明共有者　亡森田秀治相続財産

届出期間満了日　令和９年１月８日

令和８年９月８日

福井地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録

1　所在　坂井市三国町神明二丁目
地番　105番4
地目　宅地
地積　16.19平方メートル
所在等不明共有者の持分　２分の１

2　所在　坂井市三国町山王四丁目
地番　433番1
地目　畑
地積　69平方メートル
所在等不明共有者の持分　２分の１

3　所在　坂井市三国町北本町一丁目
地番　346番3
地目　畑
地積　6.61平方メートル
所在等不明共有者の持分　２分の１

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第３号

群馬県太田市浜町2番35号

申立人　太田市

住所・居所　不明

（最後の住所）群馬県太田市内ケ島町537番地4

所有者　亡渡部三郎

届出期間満了日　令和8年11月9日

令和8年9月9日

前橋地方裁判所太田支部

（別紙）　物　件　目　録

1　所在　太田市内ケ島町
地番　536番7
地目　宅地
地積　23.71平方メートル

2　所在　太田市内ケ島町
地番　537番4
地目　宅地
地積　10.88平方メートル

3　所在　太田市内ケ島町
地番　538番1
地目　宅地
地積　89平方メートル

4　所在　太田市内ケ島町
地番　582番10
地目　宅地
地積　21.07平方メートル

5　所在　太田市内ケ島町536番地7、537番地4、538番地1、582番地10
家屋番号　536番7
種類　居宅
構造　木造瓦・鉄板葺２階建
床面積　1階45.60平方メートル
2階23.18平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第７号

群馬県前橋市石倉町一丁目２番地１３

申立人　都木　久仁子

住所・居所　不明

所有者　不明

届出期間満了日　令和８年１１月９日

令和８年９月８日

前橋地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録

所在　前橋市古市町字飯玉
地番　乙７４２
地目　雑種地
地積　６２．７３平方メートル

令和８年（チ）第８号

秋田市雄和妙法字上大部23番地

申立人　雄和中央土地改良区

亡斉藤昭信の最後の住所　秋田市雄和下黒瀬字野中34番地３

不動産登記記録上の住所　河辺郡雄和町下黒瀬字野中34番地の３

所有者　亡斉藤昭信相続財産

届出期間満了日　令和８年11月６日

令和８年９月７日

秋田地方裁判所民事第２部

（別紙）　物　件　目　録

1　所在　秋田市雄和下黒瀬字湯野沢
地番　２６７番
地目　田
地積　７１８平方メートル

2　所在　秋田市雄和下黒瀬字湯野沢
地番　２６８番
地目　田
地積　６９８平方メートル

3　所在　秋田市雄和下黒瀬字湯野沢
地番　２６９番
地目　田
地積　６２０平方メートル

令和８年（チ）第８号

那覇市泉崎１丁目２番２号

申立人　沖縄県

住所・居所　不明

（不動産登記記録上の住所）（記載なし）

所有者　不明（管理者　沖縄県）

届出期間満了日　令和８年１１月６日

令和８年９月７日

那覇地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録

1　所在　国頭郡本部町字具志堅字茂佐原
地番　１６８番の２
地目　公衆用道路
地積　５２．００平方メートル

2　所在　国頭郡本部町字具志堅片蒲原
地番　１３２３番の３
地目　公衆用道路
地積　１４．００平方メートル

以上